

令和6年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月4日(木) 15時32分から15時57分

2. 開催場所 保健福祉センター2階大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	2番 山崎 彰		
委員	1番 山内 茂	3番 小松 和啓	4番 藤原 新市
	5番 堤 昭雄	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重
	8番 西村 広幸	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣
	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久	13番 森田 良彦
	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人
	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	使用貸借返還通知報告について
	第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時32分) それでは定刻になりましたので、ただ今から始めたいと思います。 それで始める前に4月1日の異動で香北支所地域振興班の方に恒石班長が来られてます。
事務局	よろしくをお願いします。
事務局	それと農振の除外の関係で農林課農政班の前田君が来てます。
事務局	よろしくをお願いします。

事務局 それではただ今から、令和6年 第4回の農業委員会総会を開催します。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長 皆さんこんにちは。4月に入りまして若干桜も咲いてきてですね、花冷えと言いますかちょっとこう寒くなったような感じがしますが、それぞれ皆さん方大変お忙しい中、こうしてご出席いただきまして有難うございました。先般県の会の中でですね、来年の4月1日より、所有者不明農地の発生を減らすために相続登記の義務化がされます。相続による不動産、土地、建物を取得した日から3年以内に申請をして所有者等の登記上を明らかにすることが求められます。4月1日以前に発生しました相続の義務化も対象になっておりますし、なお、正当な理由が無しに3年以内に登記をされなかった場合については10万円以下の過料を求められる可能性があります。農水省も調べでは全耕地面積の24%が所有者不明農地ということになっておるそうです。この所有者不明農地があることによって、農地の流動化や耕作放棄地解消に支障をきたしておりますし、このため相続登記の申請義務化は農地の流動化や耕作放棄地解消に向けていい方向に進むと思われれます。しかしこの制度は知らない人がまだたくさんおられるので、農業委員会でも積極的に知らしめることを行うべきではないかというふうに思います。また各種申請で農業委員会や事務局を訪ねた人や地域計画の話し合いを行うために各種会合に集まった方々らあにも是非お知らせをいただき、地域計画策定の場面でも所有者不明農地が計画策定の支障になっていることもあろうと思しますので、所有者不明農地を解消する、また新たな出発になろうと考えますので今後の地域の農地を守る、農業を将来に繋げていく大切な取り組みだと考えますので、本日も出席の皆さん方もいろんなところで相続登記の義務化についてPRをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いをしたいと思います。

それでは会に入っていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。

議案の訂正がございませんので、議事録の署名人の指名をさせていただきます。五百蔵委員と門脇委員をお願いを致したいと思しますのでよろしくお願いを致します。それでは早速ですね、議案に沿いまして議事に入りたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について提案致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町楠目の農地8筆で合計面積が2,152㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目の農地2筆で合計面積581㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町逆川の農地5筆で合計面積789㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保の農地3筆で合計面積246㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町根須の農地1筆で、面積は196㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地1筆で面積は760㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町谷和の農地11筆で合計面積1,691㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議	長	はい、有難うございました。 それでは議案第 1 号につきましてただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。 まあ、従来の説明の仕方より、ちよつと端折って、前回よりかはちよつと詳しく説明をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。 格段ありませんか。 ——— 質 疑 な し ———
議	長	はい、格段無いようですので採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。 ——— 異 議 な し ———
議	長	はい、それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。 ——— 全 員 挙 手 ———
議	長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして、議案第 2 号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事 務 局		はい、議案第 2 号 非農地証明願いについて説明致します。 1 番、申請地は土佐山田町佐古敷字西ノヤシキ 431 番、地目は田、面積は 403 ㎡、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 535 ㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「申請人は建設業を営んでおり、倉庫及び事務所が必要であったため、平成 6 年に申請地に鉄骨造 2 階建て約 200 ㎡の倉庫・事務所と約 50 ㎡の倉庫を建築し、現在に至っている。」となっております。なお、農地法の手続きを得ずにですね、これらを施工したことについては始末書が提示されています。調査員は中越推進委員で資料は 8 です。 2 番、申請地は土佐山田町新改字垣添 358 番 3、地目は田、面積は 231 ㎡、利用状況は駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成 5 年（月日不詳）頃より、前所有者の父が駐車場として利用しており、現在に至る。」調査員は三木委員で資料は 9 です。 3 番、申請地は香北町梅久保字下夕川 637 番、地目は畑、面積は 42 ㎡、外 2 筆、計 3 筆で合計面積 91 ㎡、利用状況は山林原野、駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「周囲が山林であったり、道路に面した土地であることにより、平成 17 年には原野化して現在に至る。」調査員は竹村委員で資料は 10 です。以上です。
議	長	はい、補足説明を 1 番、中越さんよりお願いしたいと思います。
推 進 委 員 (6 番)		すいません、中越です。一応現地確認をしましたけど、もう周りにですね、宅地とかが建ってまして、見る限り田んぼで使えないという判断を致しました。以上です。
議	長	はい、有難うございました。続きまして三木委員。
委員 (9 番)		それでは資料の 9 を見て下さい。場所はですね、新改の国分川を渡って突き当りを左へ行ったらまた北へ行ったところになるんですけども。元々この土地はお父さんが稲の乾燥とか、そういった請負をしてまして、乾燥小屋が建ってまして、お父さんが亡くなってからは、建物が古かったから壊して駐車場をいう

ような形でやってまして、周りは全て■■■■君の所有になってまして、そのうち農舎を建てたいということであります。別に問題は無いと思います。

議 長 はい、有難うございました。
続きまして竹村委員お願いします。

委員（6 番） すいません、資料 10-1 を見てもらいたいんですけど、3 箇所ありまして、右側の 10-2 ですけど、642-8 は道路に面しまして、ここは駐車場とか、車の行き来に、私らも停めたり使ってます。それと資料 2 番で 641-2 と 637 は草ぼうぼうというか、木が覆ってまして、田んぼとか畑も常態ではないので別に問題ないと思います。

議 長 はい、補足説明まで終わりましたので、議案第 2 号の非農地証明願いについて質疑を行いたいと思います。何かご質問ありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 まあ写真等で見れば判断できるかと思いますが、格段無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか。

-----異 議 な し -----

議 長 はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 2 件となっていますのでよろしくお願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町佐野の農地 3 筆で合計面積 7,002 ㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2 番は 1 番の公社契約分となります。
貸人及び借人申込日、成立日、引渡日は議案書のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が、議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてありました。この件については報告案件ですが、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、議案第 3 号につきましては報告のみとさせていただきます。続きまして議案第 4 号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第 4 号 使用貸借終了農地返還通知についてです。
報告案件は 2 件となっていますのでよろしくお願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町杉田の農地 1 筆で、面積は 346 ㎡、貸人及び借人

解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

2番、申請地は土佐山田町杉田の農地1筆で面積は587㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です

議長 はい、議案第4号につきましても説明がありました。この件につきまして何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

----- 質 疑 な し -----

議長 格段無いようですので、議案第4号の使用貸借返還通知報告につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告であります、説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町西本町の農地1筆で、面積は148㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町栄町の農地1筆で面積は476㎡の内19.98㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は12です。以上です

議長 以上、議案第5号につきまして説明がありましたので、この件につきまして質問を受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

農地であっても市街化区域の中の農地であってですね、報告のみっていうことになるかと思います。格段質疑が無ければですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 はい、議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

まず、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町中野の農地、2,898㎡を■■■■の■■■さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、■■■■の■■■さんが借り受け、果樹を栽培します。資料は13です。

2番、香北町清爪の農地6筆、合計6,138㎡を■■■■の■■■さんと■■■■の■■■さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、■■■■の■■■さんが借り受け、生姜、ネギを栽培します。資料は14です。

3番、香北町根須の農地、2,311㎡を■■■■の■■■さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、■■■■の■■■さんが借り受け、生姜、ネギを栽培します。資料は15です。

続いて、通常の貸借権になります。

4番、土佐山田町大後人の農地、2,205㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、露地野菜を栽培します。資料は16です。

5番、土佐山田町の農地、794㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、じゃがいも、ネギを栽培します。資料は17です。

6番、土佐山田町神母ノ木の農地5筆、合計1,418.61㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は18です。

7番、土佐山田町神母ノ木の農地2筆、合計719㎡を6番と同じ■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は19です。

8番、土佐山田町神母ノ木の農地、259㎡を6番、7番と同じ■■■さんが借り受け、とうがらしを栽培します。資料は20です。

9番、土佐山田町神母ノ木の農地5筆、合計2,018㎡を6番、7番、8番と同じ■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は21です。

10番、土佐山田町神母ノ木の農地2筆、合計974㎡を6番、7番、8番、9番と同じ■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は22です。

11番、土佐山田町神母ノ木の農地、733㎡を6番、7番、8番、9番、10番と同じ■さんが借り受け、たまねぎを栽培します。資料は23です。

12番、土佐山田町神母ノ木の農地3筆、合計1,147㎡を6番、7番、8番、9番、10番11番と同じ■さんが借り受け、枝豆を栽培します。資料は24です。

13番、土佐山田町神母ノ木の農地3筆、合計990㎡を6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番と同じ■さんが借り受け、枝豆、ブロッコリーを栽培します。資料は25です。

14番、土佐山田町山田の農地、3,100㎡を■の■さんが借り受け、生姜を栽培します。資料は26です。

15番、土佐山田町佐野の農地、3,604㎡を■の■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は27です。

16番、香北町五百蔵の農地3筆、合計3,468㎡を■の■さんが借り受け、水稻、オクラを栽培します。資料は28です。

17番、香北町五百蔵の農地、1,354㎡を16番と同じ■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は29です。

18番、香北町五百蔵の農地、2,569㎡を16番、17番と同じ■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は30です。以上です。

議長 はい、議案第6号香美市農用地利用集積計画について説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問等はありませんか
はい、岡田君。

委員(17番) ■さんですよね、借り受け人の、この人農地が0になってるんで初めてこれ借りたりするんですか、じゃったら地域の農業委員さんが、協力してやっていけるようにせなあいかなんですけど、ちょっと面積も、面積ですよね。

事務局 ええとですね、実は移住を想定されてる方で、実は農地の方はすでに、これらあの、きれいに一個一個まではあれなんですけど、口約束で何年か前からやっておられて、一応水の管理の地元の方とかとも話をされて、移住の話とそれもちよっと合わせて、それやったらこの際利用権を結ばれた方がいいんじゃないですかっていう話をしたら、もう手続きしますということになった経過があります。

委員(17番) わかりました。

議長 はい、有難うございました。私もちょっと気になってまして、8,258㎡、新たに借りるかなというふうな思いをしてましてですね、品目も多岐に渡ってますので、農協へ売ったりとかいうことじゃなくって、自分が直販をしてどっかスーパー卸すかなあという思いもしてます。場所的には神母ノ木っていうところで農地が大体まとまってるんで、作るのには作りやすいかなあというふうなこともありますのでこの地域の担当の農業委員さんまた、ちょっと気をつけちよってですね、十分に管理されゆうかなってことは気をつけておっていただきたいというふうに思ったところです。どうも有難うございました。

他にありませんかね。

……質疑なし……

議 長 格段無いようですが、今日はあまりにも早く進んでどうかなあというような、何か格段ありませんか。

委員（13 番） すいません。

議 長 はいはい。

委員（13 番） ■■■さんか、■■■さんか。

事 務 局 ■■■さん。

委員（13 番） ■■■さん、神母ノ木のどのあたり。

事 務 局 門脇さんが知ってるみたいで。

委員（16 番） 保育の南下段。

議 長 保育の南の下段か。
そうやそうや、あの人や、■■■さんいうて。

事 務 局 ■■■の■■■さんが面倒みてくれゆうし。

議 長 あっそう。

事 務 局 うん。

議 長 ■■■の■■■が、ちょっとお世話しゅうらしいですので、大丈夫やと思います。

事 務 局 ■■■さんにも断り言うてますき。

委員（16 番） 直接自分の方にも電話かかってきて話を 3 時間くらい話をして。

議 長 何年も前から作りゆうろう。

委員（16 番） もう 6 年位なるそうです。

議 長 はいはい、わかった。

委員（16 番） 品物は言いよったです、とさのさとへ。

議 長 まああのう耕作放棄地にならんように作っていただけたら非常に有難いと思いますのでよろしく願いしたいです。他に何かありませんか。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようでしたら、その他の件となってます。特にありませんので、この後の会をするのにちょっと休憩をして時間調整をして行いたいと思いますので、よろしくお願いします。小休致します。

閉会（15 時 57 分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 

署 名 人 五百蔵純太 

署 名 人 岡 脇 義人 